

## 平成 29 年 7 月 5 日からの大雨により被害を受けられた皆様へ

平成 29 年 7 月 5 日からの大雨により被害を受けられた皆様に心からお見舞い申し上げます。

### 被害のご連絡先

弊組合、最寄りの取扱代理所におきまして、お客様からの被害に関する、ご連絡・お問い合わせ・ご相談を承っています。

受付時間 当組合：午前 8 時 45 分～午後 5 時 30 分 TEL 092-622-8071

取扱代理所：午前 9 時～午後 5 時

### 災害救助法適用に伴う特別措置のご案内

大雨による災害により、下記地域に災害救助法が適用されました。

弊組合では、適用された地域で、ご契約をいただいている皆様を対象に「継続契約の締結手続き」ならびに「共済掛金のお支払い」につきましては、一定の猶予期間を設ける特別措置を実施いたします。

本措置の適用をご希望の方は、弊組合または取扱代理所にお問い合わせください。

適用地域	法適用日	猶予期日
朝倉市（あさくらし）	平成 29 年 7 月 5 日	平成 29 年 9 月 5 日
朝倉郡東峰村（あさくらぐんとうほうむら）	（水曜）	（火曜）
田川郡添田町（たがわぐんそえだまち）		

#### 〔特別措置の内容〕

##### 1. 契約の継続手続き

災害救助法が適用された日から、2ヶ月以内に満期日をむかえるご契約につきましては、満期日を過ぎてからでも、災害救助法が適用された日から2ヶ月以内に継続手続きくだされば、契約が継続されたものとしてお取り扱いさせていただきます。

##### 2. 共済掛金の払込

災害救助法が適用された日から、2ヶ月以内にお支払いいただくべき既存契約または継続契約の共済掛金につきましては、災害救助法が適用された日から2ヶ月を限度にその払込を延期することができます。